

船舶事故調査報告書

平成29年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成29年9月7日 07時40分ごろ
発生場所	青森県 <small>おおま</small> 大間町 <small>したてはま</small> 下手浜漁港東北東方沖 大間埼灯台から真方位105° 1,850m付近 (概位 北緯41°33.0′ 東経140°56.0′)
事故の概要	漁船第五卓斗丸は、操業中、船長が負傷した。
事故調査の経過	平成29年9月8日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第五卓斗丸、1.7トン
船舶番号、船舶所有者等	AM3-37046（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東北東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、下手浜漁港東北東方沖で<small>こんぶ</small>漁の操業を開始した。</p> <p>船長は、<small>こんぶ</small>を引っ掛けた<small>かぎ</small>鉤の引き綱を船底付近まで引き寄せるため、左舷後部に取り付けた巻揚げ用ウインチのドラムで引き綱の巻揚げ作業を行っていたところ、巻揚げを止める操作が遅れ、船底に鉤が引っ掛かったので、緊張した状態の引き綱を同ドラムから外そうとして回転している同ドラムと引き綱との間に左手を入れたところ、左手小指を挟まれた。</p> <p>船長は、119番通報しつつ下手浜漁港に向かい、待機していた救急車で地元の病院に搬送され、左手小指末節部挫傷と診断された。</p> <p>船長は、ゴム手袋を着け、カップのズボンを着用していた。</p> <p>乗組員は、船長が負傷したとき、揚がってきた<small>こんぶ</small>を船上に並べて<small>ひも</small>紐で結んでいた。</p>
分析	本船は、 <small>こんぶ</small> 漁の操業中、船長が緊張した状態の引き綱と回転している巻揚げ用ウインチのドラムとの間に左手を入れたことから、左手小指を挟まれて負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、 <small>こんぶ</small> 漁の操業中、船長が緊張した状態の引き綱と回転している巻揚げ用ウインチのドラムとの間に左手を入れたため、左手小指を挟まれたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

	・ドラムからロープ等を外す際は、回転を止めてから行うこと。
--	-------------------------------